介護保険広報紙

井戸端かいご

年３回発行

平成30年８月号

大町市大町1058-33
北アルプス市町村会館
（旧 大北福祉会館）
北アルプス広域連合
電話. 22－7196

健學塾（けんがくじゅく）あいんちオリーブが開所（白馬村）

～介護予防活動のノウハウを活かした総合事業の運営がはじまりました～

白馬村の健學塾（ＮＰＯ法人）は、これまで村と連携した体操や歌の介護予防教室のほか、絵手紙講座など文化的な交流で地域を元気にする活動を続けてきました。このたび、介護予防・日常生活支援総合事業の導入を期に、平成30年７月、総合事業の通所型サービスＡ型の「健學塾あいんちオリーブ」が開所しました。総合事業に特化した新たな事業所の指定は、白馬村では初（大北地域では３番目）となりました。地域の人のつながりから生まれる交流の場が、白馬村の介護予防の総合拠点として運営されていくことが期待されています。

（７月14日 健學塾あいんち『絵手紙講座』にて）

【目　次】

1　小規模多機能型居宅介護事業所の公募について…２頁
2　生活支援体制の整備（補助金交付）…３頁
3　介護人材養成講座の開催について…４頁
4　負担割合について……６頁
5　平成30年度介護保険料決定……７頁
6　特養入所待機者について
7　介護保険ガイドブック……８頁

平成30年度北アルプス広域連合小規模多機能型居宅介護事業所整備事業者公募について

募集の趣旨

「北アルプス広域連合第７期介護保険事業計画（平成30～32年度）」に基づき、介護保険サービスに係る基盤整備の一環として、平成31年度に小規模多機能型居宅介護の整備事業を実施するにあたり、適切な事業運営を行うことができる事業予定者を公募します。

公募要領・応募様式等

広域連合のホームページでご確認ください。
http://www.kita-alps.omachi.nagano.jp/

募集するサービスの種類等

サービスの種類	整備地区	事業所数	登録定員
小規模多機能型居宅介護 （介護予防小規模多機能型居宅介護）	北部地域 （白馬村・小谷村）	１事業所	29人

申請書類の受付期間等

（1）受付期間　平成30年**７月26日（木）**から平成30年**９月25日（火）**まで
（土曜日・日曜日・休日を除きます）
（2）受付時間　午前９時から午後５時まで
（3）提 出 先　北アルプス広域連合介護福祉課
（4）留意事項
ア　郵送による書類の受付はしない。
イ　あらかじめ電話予約のうえ、来庁すること。
ウ　資料の修正等を考慮し、日程に余裕をもって提出すること。
エ　提出にあたっては、事前に審査を受けること。

提出先及び問い合わせ先

北アルプス広域連合　介護福祉課　介護保険係
〒398-0002 大町市大町1058番地33　北アルプス市町村会館（旧 大北福祉会館）１階
電　　話：０２６１－２２－７１９６　　ＦＡＸ：０２６１－２２－７０１１
Ｅメール：kaigo@kita-alps.omachi.nagano.jp

生活支援体制の整備について（補助金交付）

平成30年度より、地域の団体、ボランティアやＮＰＯ等が行う生活支援サービス事業に補助金を交付する制度を設けましたのでご活用ください。

●補助金交付対象団体　介護予防・日常生活支援総合事業を自主的に行う地縁組織、ボランティア等で構成される団体

●補助金の種類と金額

開設準備費補助金

補助対象事業	補　助　額
下記の事業	事業の開始準備に要する経費のうち、広域連合長が認めた額。 ただし、50,000円を限度とする。（初回申請のみ）

運営費補助金

補助対象事業	補助事業の内容	補助額
訪問型サービスＢ型	高齢者宅を訪問して行う生活上の支援を行う事業（調理、清掃、洗濯、買物等）	支援１回につき1,000円を限度 ただし、年間120,000円を限度
訪問型サービスＤ型	高齢者の移動支援等を行う事業	支援１回につき1,500円を限度 ただし、年間180,000円を限度
通所型サービスＢ型	高齢者サロン、地域の体操教室等、定期的に実施するもの	開設１日につき3,000円を限度 ただし、年間100,000円を限度
生活支援サービス	見守り、安否確認、配食など、日常生活の支援を中心としたもの	支援１回につき90円を限度 ただし、年間60,000円を限度

●補助金の申請窓口

市町村の地域包括支援センター　※詳しくは、最寄りの地域包括支援センターにお問い合わせください。

平成30年度大北地域の支え合い・助け合いフォーラム

「地域で支える移動支援」について勉強会を開催しました

北アルプス広域連合と大北５市町村では、介護予防・日常生活支援総合事業の生活支援体制整備を進めるため、地域で支える移動支援（訪問型サービスＤ）について勉強会を開催しました。介護、福祉、交通等の関係者約60名が出席して理解を深めました。

国土交通省総合政策局公共交通政策部
交通計画課長　金子　正志氏の講演より

・なぜ訪問型サービスＤの普及は遅いのか。また、輸送に関する制度がわかりにくく、どうしたらいいかわからないという声が多い。
↓基本的に介護保険制度（訪問型サービスＤ）と道路運送法を別々に考えればよく、両者の関係は決して難しくありません。自動車運送事業の趣旨・目的は理解しておく必要があります。

・関係者が意見交換を密にし、お互いの事情を知ることが第一歩となります。

・新たな手法の導入に囚われずに（既存の事業者＆サービスの有効活用が合理的な場合もあります）

介護予防・日常生活支援総合事業A型・B型・生活支援サービス等

受講者募集 介護人材養成講座

受講無料

北アルプス広域連合では、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）の基準を緩和した通所や訪問型サービス等の人材の確保を目的とした人材養成講座を開催します。この講座は、介護の資格を持たない方が、総合事業のサービスに従事するために必要な研修です。このほか一般の方の受講も可能です。

受講対象者

- 住民主体型のサービス（B型）の担い手
  - ・地域でサロン等を行う団体や福祉活動を行う方
  - ・ボランティア活動をされている方　など
- 国の基準緩和型（A型）に従事する予定の方
  - ・介護の資格は有しない雇用労働者の方
- 一般の方

受講会場

会　場	区　分	開　催　日（調整中も含む）	備　考
大町市総合福祉センター	講　座	9/3（月）、9/10（月）、9/25（火）	開催時間は、受講者に別途お知らせします。
	実習等	受講人数に応じて期間中に日程調整	
白馬村役場	講　座	9/11（火）、9/18（火）	
	実習等	受講人数に応じて期間中に日程調整	

※開催時間は現在調整中です。講座回数は、会場等の都合により4～6回の範囲で変更する場合があります。

募集期間　7月27日～8月31日　　**募集定員**　各講座30名　※定員になり次第締切になります。

講座内容　次ページをご覧ください。　※1～4

申込期限　**8月31日（金）**までに下記の窓口へお申込みください。
申込書は市町村地域包括支援センター・広域連合にあります。

主　　催：北アルプス広域連合・大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村

●お問い合わせ先

北アルプス広域連合	TEL 22-7196 Fax 22-7011	大町市地域包括支援センター	TEL 22-0420 Fax 22-4700
大町市北部地域包括支援センター	TEL 85-0062 Fax 85-0063	大町市南部地域包括支援センター	TEL 21-1702 Fax 21-1703
池田町地域包括支援センター	TEL 61-5000 Fax 62-9441	松川村地域包括支援センター	TEL 62-3290 Fax 62-1030
白馬村地域包括支援センター	TEL 72-6667 Fax 72-7001	小谷村地域包括支援センター	TEL 82-3135 Fax 82-3575

平成30年度 生活支援サービス従業者等養成研修要領

1 目　的

介護予防・日常生活支援総合事業において、北アルプス広域連合生活支援サービス事業従業者等養成研修の実施に関する規則に基づき、基準を緩和したサービス等を提供する人材の養成を目的とする。

2 養成研修の内容

区　　分	対象者の年齢等	実施内容
B型（通所、訪問）・生活支援 住民主体のサービスにおける担い手等	65歳以上の人を基本とする。(65歳未満の若年者の受講も可とする)	①「調理や掃除」や「買い物代行」などの生活援助に係る必要な研修を実施する。
A型（通所、訪問） 総合事業の基準を緩和したサービスの従業者	年齢制限なし	①B型サービスの研修内容 ＋ ②旧訪問介護員養成研修３級課程の内容を目安とした必要な研修を実施する。

3 研修科目・受講時間

	科　目　名	内　　容	履修時間	
			A型	B型等
1	職務の理解	高齢社会の現状と課題、高齢者施策の変遷　等	60分	60分
2	介護保険制度・ 地域福祉活動	介護保険制度の概要、生活援助の具体的内容　等		
3	加齢に伴う心身の変化について	高齢者の特性、認知症高齢者の理解、障害の基礎知識　等	90分	90分
4	生活援助の方法	人権と尊厳、利用者への接し方、コミュニケーション技術　等	90分	90分
5	サービス提供従業者の基本	介護従業者の心得や倫理、業務で必要なコミュニケーション技術（実技）　等	60分	－
6	地域支え合い活動の実習	実践活動を通じた実習	120分	120分
7	生活援助の実習	生活援助への同行訪問	120分	－
8	救急救命講習 ※受講修了者は免除科目	普通救命講習	180分	180分
9	サービス提供の遵守事項	秘密保持、事故予防及び安全対策、衛生管理、苦情処理体制	60分	60分
合　　計			13時間	10時間

4 研修資格の有効期間　２年間

制度改正のお知らせ 8月から現役並み所得のある方は、介護サービスを利用した時の負担割合が3割になります

利用者負担割合証の負担割合と所得区分

負担割合	所得等の基準
3割	①と②に該当する方 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②本人と同じ世帯の65歳以上の方の【年金収入＋その他合計所得金額】が単身世帯の場合340万円以上、２人以上世帯の場合463万円以上
2割	①と②に該当する方 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②本人と同じ世帯の65歳以上の方の【年金収入＋その他合計所得金額】が単身世帯の場合280万円以上、２人以上世帯の場合346万円以上
1割	・市町村民税非課税の方　・生活保護を受給されている方 ・第２号被保険者（64歳以下）の方

※その他合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除などの所得控除をする前の金額です。また、平成30年４月からは、この合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額と公的年金等の雑所得を控除した金額となります。

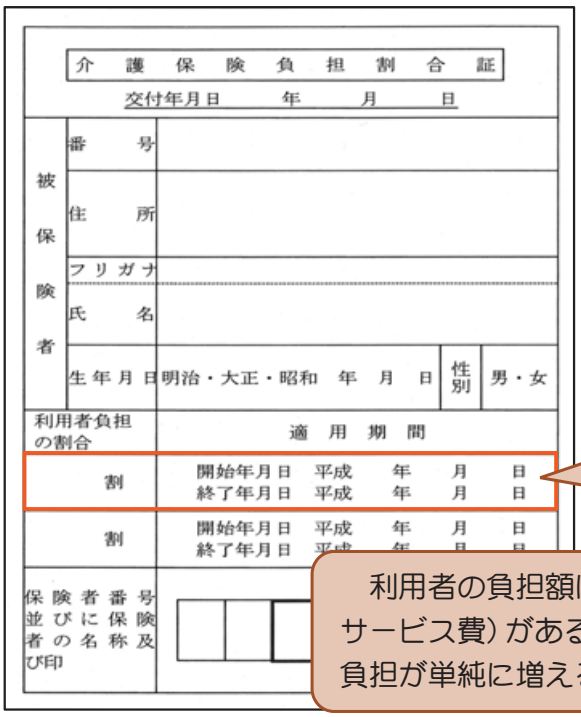
介護保険負担割合証

交付年月日　年　月　日

被保険者	番号	
	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	明治・大正・昭和　年　月　日　性別　男・女
利用者負担の割合	適用期間	
割	開始年月日　平成　年　月　日 終了年月日　平成　年　月　日	
割	開始年月日　平成　年　月　日 終了年月日　平成　年　月　日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印		

介護保険の認定をお持ちの方、総合事業の申請をされている方に「介護保険負担割合証」をお送りしています。

前年の所得により負担割合を判定しています。適用期間は、８月１日から翌年７月31日までです。介護サービスを受けるときは、「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」をサービス事業所に提示してください。

負担割合と期間が記載されています。

利用者の負担額には1か月の上限額（高額介護サービス費）があるため、３割負担になった方の負担が単純に増えるわけではありません。

※高額介護サービス費とは、サービスを利用し、１か月に支払った負担額が所得に応じた上限額を超えた場合、申請をすることによって上限額を超えた分、払い戻しがされるものです。

お問い合わせは　北アルプス広域連合か市町村の介護保険担当課へ
北アルプス広域連合　介護福祉課　　電話：２２－７１９６

平成30年度 介護保険料額の決定について

平成29年の所得及び市町村民税課税状況が確定したことにより、65歳以上の方の、平成30年度の介護保険料額が決定いたしました。決定した内容（納入月や金額）については、下の表のとおり、納付方法別（普通徴収・特別徴収）に通知をお送りいたしますので、それぞれご確認ください。

徴収方法	普通徴収 （納付書や口座引落しでの納付） ※平成30年７月13日に通知しました		特別徴収 （年金からの天引き納付） ※平成30年８月31日に通知予定です
対象者	年金年額18万円未満、65歳になられた月から約６か月間の方等		年金年額18万円以上の方
同封されているもの	・介護保険料納入通知書 ・送付案内 ※８月から特別徴収に切り替わる方には、開始通知書も同封しています。		・特別徴収開始通知書 ・送付案内
必要な対応など	【納付書払いの方】 期限までに金融機関または市町村役場窓口でお支払いください。	【口座振替の方】 月末までに指定している口座の残高をご確認ください。	年金からの天引き納付となりますので、個別にお支払いいただく必要はありません。 ※年金から天引きされるのは２か月分の介護保険料です。

ご確認ください

年金が年額18万円以上受給されている方の介護保険料は、原則、年金から天引き（特別徴収）されますが、次のような方は年金からの天引き（特別徴収）になりません。

(1) 65歳になったばかりの方
(2) 他の市区町村から転入された方
(3) 年金を担保に借り入れをしている方
(4) 所得の更正により介護保険料の所得段階が下がった方

口座振替にすると納め忘れがなくて安心ね！

※65歳になられた月からおよそ6か月間の介護保険料の納付方法は、必ず普通徴収となりますので、この期間は、毎月お送りする納付書での納付または口座振替（毎月末の口座引き落とし納付）によりご納付ください。その後、特別徴収に変わる際には、北アルプス広域連合からあらためてご通知いたします。

●ご不明な点は下記までお問い合わせください。
北アルプス広域連合　代表電話　☎２２－６７６４
介護福祉課　介護保険係　直通電話　☎２１－３３２４

特別養護老人ホーム入所希望者の状況 ― 平成30年8月入所判定委員会 ―

平成30年8月入所判定委員会時の要介護3以上の入所希望者数は、大北全体で282人です。待機場所の割合は在宅44%、施設等56%となっています。

また、2月時点での入所希望者数は307人でした。希望者数が減少したことについては、4月から新たに50床の施設「リーベおおまち」が大町市内に整備されたことが理由と考えられます。

【介護度別入所申込者の待機場所】（人）

（平成30年８月集計）

要介護度	待機場所 在宅	老人保健施設	療養型施設等	グループホーム	合計
要介護３	47	48	6	9	110
要介護４	37	44	4	4	89
要介護５	41	32	7	3	83
合計	125	124	17	16	282

※「療養型施設等」は療養型施設の他に有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅等を含みます。

平成30年度版『北アルプスの介護保険』が完成

ご希望の方はお住まいの地域包括支援センターへ

介護保険の総合ガイドブックとしてご利用いただいている「北アルプスの介護保険」平成30年度版が完成いたしました。

ご希望の方は、お住まいの市町村介護保険担当窓口、地域包括支援センターへお問い合わせください。

大町市地域包括支援センター	☎ 22-0420 FAX 22-4700
大町市北部地域包括支援センター	☎ 85-0062 FAX 85-0063
大町市南部地域包括支援センター	☎ 21-1702 FAX 21-1703
池田町地域包括支援センター	☎ 61-5000 FAX 62-9441
松川村地域包括支援センター	☎ 62-3290 FAX 62-1030
白馬村地域包括支援センター	☎ 72-6667 FAX 72-7001
小谷村地域包括支援センター	☎ 82-3135 FAX 82-3575